

令和4年8月31日

【議案第111号】

川崎市余熱利用市民施設条例の一部を改正する条例の制定
について

資料1 川崎市余熱利用市民施設条例の一部を改正する条例の制定
について

参考資料1 川崎市余熱利用市民施設条例の一部を改正する条例新旧対
照表

環境局

議案第 1 1 1 号 川崎市余熱利用市民施設条例の一部を改正 する条例の制定について

余熱利用市民施設の利用料金の上限額を改定し、及び堤根余熱利用市民施設の建替えに伴い当該施設を休止するため改正するもの

1 施設の目的及び名称

川崎市余熱利用市民施設は市民の健康の増進と文化の振興を図り、もってその福祉の向上に寄与するため、ごみ焼却に伴う余熱を有効利用し、設置された公の施設である。

- (1) 堤根余熱利用市民施設
- (2) 王禅寺余熱利用市民施設

2 改正理由及び内容

(1) 利用料金の上限額の改定

余熱利用市民施設の施設及び設備の利用料金については、当該施設の受益者負担割合と標準的受益者負担割合に大きな乖離がないため、令和元年10月の消費税率引上げによる消費税相当分の引上げを行うことによって、消費税の負担を転嫁することとする。

ア 専用利用料及び設備利用料の改定

(ア) 専用利用料

- a 会議室（種別及び利用時間区分に応じて）

770円～ 9,350円 → 780円～ 9,520円

- b レクリエーションルーム（利用時間区分に応じて）

4,400円～17,600円 → 4,480円～17,920円

(イ) 設備利用料

2,200円 → 2,240円

(2) 堤根余熱利用市民施設の休止

堤根余熱利用市民施設は、堤根処理センターにおけるごみの焼却に伴う余熱を利用している施設であり、堤根処理センターの建替えに併せて令和5年度から休止するため、条例の表を改める。

3 施行期日

(1) 令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

(2) 条例施行の際、現に利用許可を受けている者の当該利用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

川崎市余熱利用市民施設条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																										
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 余熱利用市民施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川崎市王禅寺余熱利用市民施設</td> <td>川崎市麻生区王禅寺1, 321番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>(利用時間及び休館日)</p> <p>第7条 余熱利用市民施設の利用時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用時間を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設名</th> <th style="text-align: center;">利用時間</th> <th style="text-align: center;">休館日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温水プール</td> <td>午前10時から午後9時まで（7月1日から8月31日までは、午前9時から午後9時まで）</td> <td>12月29日から翌年の1月5日までの日</td> </tr> <tr> <td>老人休養施設</td> <td>午前9時から午後4時まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td>会議室 レクリエーションルーム トレーニングルーム ギャラリー</td> <td>午前9時から午後8時まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td>駐車場</td> <td>午前8時30分から午後9時30分まで</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	川崎市王禅寺余熱利用市民施設	川崎市麻生区王禅寺1, 321番地	施設名	利用時間	休館日	温水プール	午前10時から午後9時まで（7月1日から8月31日までは、午前9時から午後9時まで）	12月29日から翌年の1月5日までの日	老人休養施設	午前9時から午後4時まで		会議室 レクリエーションルーム トレーニングルーム ギャラリー	午前9時から午後8時まで		駐車場	午前8時30分から午後9時30分まで		<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 余熱利用市民施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>川崎市堤根余熱利用市民施設</u></td> <td><u>川崎市川崎区堤根73番地1</u></td> </tr> <tr> <td>川崎市王禅寺余熱利用市民施設</td> <td>川崎市麻生区王禅寺1, 321番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>(利用時間及び休館日)</p> <p>第7条 余熱利用市民施設の利用時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用時間を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">施設名</th> <th style="text-align: center;">利用時間</th> <th style="text-align: center;">休館日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2"><u>堤根余熱利用市民施設</u> <u>王禅寺余熱利用市民施設</u></td> <td>温水プール</td> <td>午前10時から午後9時まで（7月1日から8月31日までは、午前9時から午後9時まで）</td> <td rowspan="2">12月29日から翌年の1月5日までの日</td> </tr> <tr> <td>老人休養施設</td> <td>午前9時から午後4時まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"><u>王禅寺余熱利用市民施設</u></td> <td>会議室 レクリエーションルーム トレーニングルーム ギャラリー</td> <td>午前9時から午後8時まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td>駐車場</td> <td>午前8時30分から午後9時30分まで</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	<u>川崎市堤根余熱利用市民施設</u>	<u>川崎市川崎区堤根73番地1</u>	川崎市王禅寺余熱利用市民施設	川崎市麻生区王禅寺1, 321番地	名称	施設名	利用時間	休館日	<u>堤根余熱利用市民施設</u> <u>王禅寺余熱利用市民施設</u>	温水プール	午前10時から午後9時まで（7月1日から8月31日までは、午前9時から午後9時まで）	12月29日から翌年の1月5日までの日	老人休養施設	午前9時から午後4時まで	<u>王禅寺余熱利用市民施設</u>	会議室 レクリエーションルーム トレーニングルーム ギャラリー	午前9時から午後8時まで		駐車場	午前8時30分から午後9時30分まで	
名称	位置																																										
川崎市王禅寺余熱利用市民施設	川崎市麻生区王禅寺1, 321番地																																										
施設名	利用時間	休館日																																									
温水プール	午前10時から午後9時まで（7月1日から8月31日までは、午前9時から午後9時まで）	12月29日から翌年の1月5日までの日																																									
老人休養施設	午前9時から午後4時まで																																										
会議室 レクリエーションルーム トレーニングルーム ギャラリー	午前9時から午後8時まで																																										
駐車場	午前8時30分から午後9時30分まで																																										
名称	位置																																										
<u>川崎市堤根余熱利用市民施設</u>	<u>川崎市川崎区堤根73番地1</u>																																										
川崎市王禅寺余熱利用市民施設	川崎市麻生区王禅寺1, 321番地																																										
名称	施設名	利用時間	休館日																																								
<u>堤根余熱利用市民施設</u> <u>王禅寺余熱利用市民施設</u>	温水プール	午前10時から午後9時まで（7月1日から8月31日までは、午前9時から午後9時まで）	12月29日から翌年の1月5日までの日																																								
	老人休養施設	午前9時から午後4時まで																																									
<u>王禅寺余熱利用市民施設</u>	会議室 レクリエーションルーム トレーニングルーム ギャラリー	午前9時から午後8時まで																																									
	駐車場	午前8時30分から午後9時30分まで																																									

改正後

別表（第10条関係）

1 施設利用料

(1) 専用利用料

種別		金額			
		午前	午後	夜間	全日
		9時～12時	1時～4時	5時～8時	9時～8時
会議室	大会議室	2,800円	3,360円	3,360円	9,520円
	第1会議室	780円	1,000円	1,000円	2,780円
	第2会議室	780円	1,000円	1,000円	2,780円
	第3会議室	780円	1,000円	1,000円	2,780円
	第4会議室	780円	1,000円	1,000円	2,780円
レクリエーションルーム		4,480円	6,720円	6,720円	17,920円
駐車場		基本料金		超過料金	
		1台1時間まで 100円		超過時間30分までごとに50円	

備考 利用許可（駐車場を除く。）の時間を超えて利用する場合の施設利用料の額は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、その直前の利用時間の区分における規定利用料の2割相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設利用料は、無料とする。

(2) 個人利用料

温水プール	区分	基本料金		超過料金	
	15歳以上の者	1人1回 1時間まで	330円	超過時間	165円
3歳以上15歳未満の者（中学生を含む。）	110円		30分までごとに	55円	

改正前

別表（第10条関係）

1 施設利用料

(1) 専用利用料 （王禅寺余熱利用市民施設）

種別		金額			
		午前	午後	夜間	全日
		9時～12時	1時～4時	5時～8時	9時～8時
会議室	大会議室	2,750円	3,300円	3,300円	9,350円
	第1会議室	770円	990円	990円	2,750円
	第2会議室	770円	990円	990円	2,750円
	第3会議室	770円	990円	990円	2,750円
	第4会議室	770円	990円	990円	2,750円
レクリエーションルーム		4,400円	6,600円	6,600円	17,600円
駐車場		基本料金		超過料金	
		1台1時間まで 100円		超過時間30分までごとに50円	

備考 利用許可（駐車場を除く。）の時間を超えて利用する場合の施設利用料の額は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、その直前の利用時間の区分における規定利用料の2割相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設利用料は、無料とする。

(2) 個人利用料

温水プール	区分		基本料金		超過料金	
	堤根余熱利用市民施設	15歳以上の者	1人1回 1時間まで	220円	超過時間	110円
3歳以上15歳未満の者（中学生を含む。）		50円		30分までごとに	25円	

改正後						改正前						
トレ ー ニ ン グ ル ー ム	18歳以上の者	1人1回 3時間まで	330円	超過時間 1時間まで ごとに	110円	設 む。)	王 禅 寺	15歳以上の者	1人1回 1時間まで	330円	超過時間 30分までご とに	165円
	12歳以上18歳未満の者(小学生を除く。)		110円		110円			55円				
	18歳以上の学生											
ト レ ー ニ ン グ ル ー ム	18歳以上の者	1人1回 3時間まで	330円	超過時間 1時間まで ごとに	110円	ト レ ー ニ ン グ ル ー ム	王 禅 寺	18歳以上の者	1人1回 3時間まで	330円	超過時間 1時間まで ごとに	110円
	12歳以上18歳未満の者(小学生を除く。)		110円		110円			35円				
	18歳以上の学生											
備考						備考						
1 3歳未満の者の温水プールの利用料は、無料とする。						1 3歳未満の者の温水プールの利用料は、無料とする。						
2 トレーニングルームを利用できる者は、12歳以上の者(小学生を除く。)とする。						2 トレーニングルームを利用できる者は、12歳以上の者(小学生を除く。)とする。						
3 中学生とは、中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。)に在学する者をいう。						3 中学生とは、中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。)に在学する者をいう。						
4 小学生とは、小学校(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。)に在学する者をいう。						4 小学生とは、小学校(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。)に在学する者をいう。						
2 設備利用料						2 設備利用料						
単位			金額			単位			金額			
1台、1式その他1単位 1回			2,240円			1台、1式その他1単位 1回			2,200円			
備考						備考						
1 本表においては、午前・午後・夜間をそれぞれ1回として扱う。						1 本表においては、午前・午後・夜間をそれぞれ1回として扱う。						
2 利用許可の時間を超過して利用する場合の設備利用料の額は、超過時間1時間(30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。)につき、規定利用料の2割相当額(10円未満の端数は、切り捨てる。)とする。						2 利用許可の時間を超過して利用する場合の設備利用料の額は、超過時間1時間(30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。)につき、規定利用料の2割相当額(10円未満の端数は、切り捨てる。)とする。						

改正後	改正前
ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の設備利用料は、無料とする。	ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の設備利用料は、無料とする。